

さいたま市 選挙管理委員会 告示番号	さいたま市選挙管理委員会告示名	公布年月日
さいたま市 選挙管理委員会 告示第2号	さいたま市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	令和5年1月30日
さいたま市 選挙管理委員会 告示第3号	さいたま市区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	令和5年1月30日
さいたま市 選挙管理委員会 告示第6号	さいたま市選挙ポスター掲示場設置規程の一部を改正する告示	令和5年3月1日
さいたま市 選挙管理委員会 告示第8号	さいたま市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	令和5年3月17日
さいたま市 選挙管理委員会 告示第13号	さいたま市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	令和5年4月1日
さいたま市 選挙管理委員会 告示第14号	さいたま市区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	令和5年4月1日

さいたま市選挙管理委員会告示第2号

さいたま市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年1月30日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大倉 浩

さいたま市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

さいたま市選挙管理委員会規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
(個人情報の保護) 第26条 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u> の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものの例による。 (一部改正 [平成21年選管告示8号])	(個人情報の保護) 第26条 <u>さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号)</u> の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものの例による。 (一部改正 [平成21年選管告示8号])

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市選挙管理委員会告示第3号

さいたま市区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年1月30日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大倉 浩

さいたま市区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

さいたま市区選挙管理委員会規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第58号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
(個人情報の保護) 第29条 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u> の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものの例による。	(個人情報の保護) 第29条 <u>さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号)</u> の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものの例による。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市選挙管理委員会告示第6号

さいたま市選挙ポスター掲示場設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月1日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大倉 浩

さいたま市選挙ポスター掲示場設置規程の一部を改正する告示

さいたま市選挙ポスター掲示場設置規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(掲示場の様式等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 区画には、あらかじめ番号を表示するものとし、その方法は、左端の上段の区画を1とし、<u>上下又は上中下の順に従い順次一連番号を付すものとする。</u></p> <p>4 <u>さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）の数が、第1項及び第2項の規定に基づき付した区画番号の数を超えることとなった場合は、市委員会は、その超えた公職の候補者のポスターを掲示することのできる区画を掲示場左端に設けなければならない。この場合において、超えた公職の候補者のポスターを掲示することのできる区画番号は、すでに付した区画番号の最終番号に順次一を加えた数の番号を上下又は上中下の順に従い順次付さなければならない。</u></p> <p>(掲示の方法)</p> <p>第3条 候補者が、掲示場にポスターを掲示する場合には、その候補者の立候補の届出順位の番号と同一番号の区画に掲示しなければならない。</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p>	<p>(掲示場の様式等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 区画には、あらかじめ番号を表示するものとし、その方法は、左端の上段の区画を1とし、<u>下の段の区画へ、次いで逐次右へ上段から下の段の区画に順次一連番号を付すものとする。</u></p> <p>(掲示の方法)</p> <p>第3条 <u>さいたま市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）が、掲示場にポスターを掲示する場合には、その候補者の立候補の届出順位の番号と同一番号の区画に掲示しなければならない。</u></p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p>

2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
4 <u>表示欄は、区画として使用することができる。</u>	
5 [略]	4 [略]
[略]	[略]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

さいたま市選挙管理委員会告示第8号

さいたま市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月17日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大倉 浩

さいたま市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

さいたま市選挙管理委員会規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 事務局に理事、副理事、次長、<u>参事、総合調整幹又は調整幹</u>を置くことができる。</p> <p>3 選挙課に副参事、課長補佐、主幹、<u>専門幹</u>、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 事務局に理事、副理事、次長又は<u>参事</u>を置くことができる。</p> <p>3 選挙課に副参事、課長補佐、主幹、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>4 [略]</p>
<p>(職務)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 理事、副理事、次長、<u>参事、副参事、総合調整幹及び調整幹</u>は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 主幹、<u>専門幹</u>、参与及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。</p> <p>6 [略]</p>	<p>(職務)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 理事、副理事、次長、<u>参事及び副参事</u>は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 主幹、参与及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。</p> <p>6 [略]</p>
<p>(事務局長等の専決事項)</p> <p>第22条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に重要又は異例であると認められる事項は、委員長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 課長相当職以上の所属の職員、<u>総合調整幹及び調整幹</u>の休暇その他服務に関すること。</p> <p>(2) 課長相当職以上の所属の職員、<u>総合調整幹及び調整幹</u>の出張の命令及びその復命の受理に関すること。</p>	<p>(事務局長等の専決事項)</p> <p>第22条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に重要又は異例であると認められる事項は、委員長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 課長相当職以上の所属の職員の休暇その他服務に関すること。</p> <p>(2) 課長相当職以上の所属の職員の出張の命令及びその復命の受理に関すること。</p>

(3) 課長相当職以上の所属の職員、 <u>総合調整幹及び調整幹</u> の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。	(3) 課長相当職以上の所属の職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。
(4) [略]	(4) [略]
2 [略]	2 [略]

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市選挙管理委員会告示第13号

さいたま市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月1日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大倉 浩

さいたま市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

さいたま市選挙管理委員会規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
(職員) 第19条 [略] 2 事務局に理事、副理事、 <u>事務局次長（以下「次長」という。）</u> 、参事、総合調整幹又は調整幹を置くことができる。 3 [略] 4 [略]	(職員) 第19条 [略] 2 事務局に理事、副理事、次長、参事、総合調整幹又は調整幹を置くことができる。 3 [略] 4 [略]

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市選挙管理委員会告示第14号

さいたま市区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月1日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大倉 浩

さいたま市区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

さいたま市区選挙管理委員会規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第58号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第22条 [略]</p> <p><u>2 事務局に総合調整幹又は調整幹を置くことができる。</u></p> <p><u>3 選挙課に副参事、課長補佐、主幹、<u>専門幹</u>又は主査を置くことができる。</u></p> <p><u>4 前3項に定める者のほか、選挙課に主任又は主事を置くことができる。</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 選挙課に副参事、課長補佐、主幹又は主査を置くことができる。</p> <p>3 <u>前2項に定める者のほか、選挙課に主任又は主事を置くことができる。</u></p>
<p>(職務)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 副参事、<u>総合調整幹及び調整幹</u>は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 主幹、<u>専門幹</u>及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。</p> <p>6 [略]</p>	<p>(職務)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 副参事は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 主幹及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。</p> <p>6 [略]</p>
<p>(事務局長の専決規程)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 課長相当職以上の所属の職員、<u>総合調整幹、及び調整幹</u>の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(2) 課長相当職以上の所属の職員、<u>総合調整幹、及び調整幹</u>の出張の命令及びその復命の受理に関すること。</p>	<p>(事務局長の専決規程)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 課長相当職以上の所属の職員の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(2) 課長相当職以上の所属の職員の出張の命令及びその復命の受理に関すること。</p>

<p>(3) 課長相当職以上の所属の職員、<u>総合調整幹、及び調整幹</u>の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(3) 課長相当職以上の所属の職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
---	--

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。